

14. 船橋1丁目地区

区域及び指定理由

区域	指定理由
世田谷区 船橋一丁目	<p>世田谷区船橋一丁目は、東京都の地震に関する地域危険度測定調査(第8回)(平成30年2月公表)において、火災危険度4、総合危険度4にランクされており、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱第2(2)に該当する。</p> <p>また、地区内は敷地が細分化され耐火・準耐火建築物以外の住宅が増加し、地区内の建物の約6割を占め、幅員6m未満の道路が大半を占めていることから、本地区は火災による延焼の危険性の高い地区であると言える。</p> <p>以上より、建築物の不燃化を促進し、より災害に強い街づくりを実現するため、東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域(新たな防火規制区域)として指定する。</p>

凡例

	区域指定案
	準防火地域

区域図(境界は全て町丁目境)

